ベトナムの体制移行と法制度の変遷 ----ベトナム民法とその関連法令を例にとって ----

武藤 司郎

1 はじめに

ベトナム共産党は、1986年の共産党第6回全国代表者大会にて、政治体制においては共産党一党独裁体制による社会主義を堅持するが、経済体制においては「社会主義を志向する市場原理に従う多部門商品経済」を導入するいわゆるドイモイ路線の採用を公式に宣言し、ドイモイ政策を実施するために、1992年に憲法を大改正した。

ベトナム政府は、市場経済を円滑に導入し、これを発展させるために、国内の法整備が必要なことを認識したためか、1990年代の前半から、スウェーデンのSIDA、UNDP及びフランス等の外国ドナーによる法整備支援を受け入れ始めた。

日本も、1996年12月1日⁽¹⁾ より、政府開発援助(ODA)の技術協力の中の重要政策中枢支援というスキームの下、国際協力事業団(JICA)がその実施機関となり、ベトナム司法省をカウンターパートとして、法整備支援を本格的に開始した。

JICAによるベトナム法整備支援は、政府開発援助(ODA)の技術協力の中の重要政策中枢支援という、旧社会主義国の市場経済体制への移行を支援するというスキームの下で実施されたため、刑事法等の公法分野に対する支援も行うものの、市場経済に直結する法律としての民事・商事法を中心として支援する旨が、ベトナム法整備支援の国内支援委員会において合意された。また、JICAによるベトナム法整備支援においてカウンターパートとされたベトナム司法省が、1995年に立法したばかりの民法を施行するための施行規則に対する支援を主要な支援対象として要請したため、要請主義の原則により、支援分野は民事・商事法にウエイトが置かれることとなった。1999年末から始まったJICAによるベトナム法整備支援の第2期においては、ベトナム国会が1995年民法を改正する決定をなしたことに応じ、日本側に日本の民法学者を中心とする民法改正支援部会が設置され、ベトナム司法省を主体とするベトナムの民法改正委員会の改正作業を支援することとなった。

筆者は、JICAによるベトナム法整備支援の初代の長期専門家として、ベトナム司法省に駐在し、ベトナム在任中、民法や土地法の施行状況を調査するために、ベトナム司法省と共同で社会調査を実施し^②、登記、供託の政令等、民法を施行する政令等についてのコンサルティングを行い、帰国後も上記ベトナム民法改正支援部会の一員として、ベトナム民法改正支援作業にたずさわって

きたため、以下、ベトナム民法やそれに関連するベトナムの財産諸法を例にとって、法整備支援 にたずさわってきた者の目から見たベトナムの体制移行と法制度の変遷について述べたいと思う。

2 体制転換とベトナム民法その他の財産諸法との関係

- (1) ベトナム民法の成立とその他の財産諸法との関係
- ① ベトナム民法起草の開始と制定に至る経緯

1995年10月28日、民法が国会により採択され、11月9日公布され、1996年7月1日から施行された $^{(3)}$ 。

社会主義政権になってから初めての民法の起草作業は、ベトナムが計画経済体制下にあった 1980年に閣僚会議が司法省を主管官庁として民法の起草委員会を設置する旨の決定を出してから 開始され、1991年に第1草案が作成された後、第14草案まで作成され、1995年に国会により採択された(*)。1981年から1991年の間、ベトナム司法省は、ロシア連邦共和国、ポーランド、ハンガリー、中国という社会主義国の民法ないし民事法をベトナム語に翻訳しただけでなく、フランス、ドイツ、カナダ、日本、タイという市場経済が発展している国の民法もベトナム語に翻訳した。また、ベトナム司法省は、ドイツ民主共和国(東ドイツ)、ロシア連邦共和国、フランス、日本の法律専門家を招聘し、草案に対する意見を聴取した。

なお、1986年末の共産党によるドイモイ政策の宣言の後、1988年から1991年にかけて、1988年外国のベトナムに対する技術移転の法令、1989年工業所有権の法令、1990年相続に関する法令、1991年民事契約に関する法令、1991年居住用建物に関する法令という実質的に民法の一部をなす法令群が制定されているが、これらの諸法令は、民法の制定により廃止されている。

② 1964年ロシア共和国民法典の影響

現行ベトナム民法の起草にあたった司法省の民事・経済局の局長や起草の最高責任者である司法大臣⁽⁶⁾ ら起草関係者の多くが、旧ソ連の大学で社会主義法学を学んだ者であったという経緯から、現行ベトナム民法は、1964年に制定されたロシア共和国民法典⁽⁷⁾ をモデルにして、起草されている。そのため、現行ベトナム民法の体系は、総則、財産と所有権、債務と民事契約、相続、土地使用権、知的財産権及び技術移転、外国要素を持つ民事関係という7編からなっており、総則、所有権、債権、著作権、発見権、発明権、相続権、外国人及び無国籍者の権利能力、外国の民法、国際的条約及び協定の適用という編立てからなる1964年ロシア共和国民法典の体系と類似している。

このような現行ベトナム民法の編成方式は、家族、労働、土地関係およびそれらの定款から発生するコルホーズ内の関係は、それぞれの個別法によって規制されるという1961年ソ連邦及び加盟共和国民事立法の基礎法⁽⁶⁾ 第2条の原理に従うもので、パンデクテン方式の編成から親族ないしは家族法の部分を削除してこれを家族法という別法で規律し、代りに知的所有権と国際私法の編を末尾に追加しており、いわばソ連流変形パンデクテン方式とでもいうべき民法の編成方式である⁽⁶⁾。

なお、注意すべきは、通常のパンデクテン方式の編成では、総則、「物権」という編成になって

いるところ、1964年ロシア共和国民法典の編成では、総則、「所有権」となっていることである。 1922年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国民法典は、パンデクテン方式に則り、総則、「物権」と いう編成方式を採用したが、1964年ロシア共和国民法典は、財産に対する排他的な支配権を意味 する物権は、ブルジョワ的であるという思考の下、物権という概念を排斥し、それに代えて、所 有権という編を置いている。このため、ベトナムの現行民法においても、同様の編成がなされ、民 法には、物権編が存在しない。現在のベトナムでも、物権(vat quyen)という言葉は、解釈上の 法律用語として存在しているが、質や抵当のような担保を担保物に対する排他的支配権としての 担保物権ととらえきっておらず、むしろそれを担保権設定契約当事者間の債権的なものとしてと らえる傾向があるという点で、民法から物権という概念を排斥したことの影響が見て取れる $^{(0)}$ 。

また、現行ベトナム民法の各編中の章立てや、個々の条文も、1964年のロシア共和国民法典をモデルとしていると仮定して初めて理解できるものが多い。例を挙げると、共有関係において、持ち分が確定されるものを通常の共有とし、持ち分が確定されないものを合有としている点(**) は、1964年ロシア共和国民法典の116条に基づくものと推測され、日本では商事契約と考えられている旅客及び貨物運送契約、保険契約がベトナム民法に規定されている(**2) のは、1964年ロシア共和国民法典中の国家保険契約や、運送契約の規定をモデル(**3) としているものといえよう。また、日本の法律家には、なじみのない、現行のベトナム民法429条のセット物の引き渡し義務の不履行に関する規定は、1964年ロシア共和国民法典の納入契約における生産品のセット売買に関する264条をモデルとしたものと考えて、初めて理解できる規定である。

その他、消滅時効を訴権の時効と構成して、消滅時効期間を短く設定する傾向⁽¹⁴⁾、表見代理、善意取得により善意の第三者に瑕疵のない権利を取得させることを認めず、またはこれを制限すること⁽¹⁵⁾、所有権につき、国家、政治組織、社会組織、個人等、所有権の主体により異なる所有権が存在すると観念すること⁽¹⁶⁾、違約罰や手付けが保証、質、抵当とならぶ債務の履行の担保の一種ととらえられていること⁽¹⁷⁾、住宅の賃貸借について特別の規定が置かれていること⁽¹⁸⁾ は、ベトナム民法が1964年のロシア共和国民法典をモデルとしていることの証左といえるであろう。

③ 自由経済圏の民法の影響

以上のように、現行の1995年ベトナム民法は、1980年から起草準備がさなれ、基本的には、計画経済体制下の1964年に制定されたロシア共和国民法典をモデルとしているが、上記のように、1986年末から、計画経済から市場経済への移行が開始され、1992年のいわゆるドイモイ憲法の制定を経た後の1995年に国会によって制定されたため、1964年ロシア共和国民法典中の計画経済に相応する規定、例えば、納入契約、コルホーズに関する規定、大規模建設契約、信用決済関係は、1995年ベトナム民法から削除されている。

ベトナム政府は、フランス、カナダ、日本という資本主義国の法律家を招聘して民法草案に対するこれらの専門家の意見を聴取し、またこれらの国の民法をベトナム語に翻訳して起草の際に参考にしており、これらの非社会主義諸国の民法もベトナム民法に影響を与えている。

日本の民法との関係については、名古屋大学の教授であった森島昭夫教授が、ベトナム司法省の招聘に応じて、民法の草案に対してアドバイスをなしており、ベトナム側は、自前の予算で日

本の民法をベトナム語に翻訳して、現行民法の起草の際に参考としている。筆者が、司法省の民 法の起草責任者に直接事情を聴取したところ、ベトナム民法中、相隣関係、地役権及び精神的損 害に対する賠償に関する規定⁽¹⁹⁾ が、日本の民法の規定をモデルとしているという。

(2) 民法と経済契約の法令との関係(20)

ソ連においては、1930年代の前半に農業集団化がほぼ完成し、商工業の私的小企業も消滅し、工業の工業化と併せて生産手段の社会化が完成した。そのため、1930年代の前半には、私的経済部門の消滅とともに民法は消滅し、なお存続する経済領域の法的関係は、経済法という概念で統一されるという考えが、一旦確立した。この考え方は、1936年のスターリン憲法下で統一的な民法典の制定の方針が打ち出されたために、全面的に否定されるのであるが、1961年から1964年にかけてソ連邦及び加盟共和国民事立法の基礎法と各共和国の民法典が制定されることになったことを契機として再度復活し、社会主義的諸組織(国営企業やコルホーズ等)の間の関係を規律していた部分は民法典に含まれるべきではなく、それは民法典とは別個の経済法に関する法令により規律されるべきという説が主張された(©1)。この経済法独自部門説はかなり有力となったが、結局、ソ連においては、立法的には、民法典が経済法を含むものとされ(©2)、そのため、1964年ロシア共和国民法典には、コルホーズ農戸、納入契約、大規模建設契約、国家保険契約、運送契約、信用決済関係等、社会主義的組織に関する規定が置かれている。同じ社会主義国でも、ソ連とは異なり、旧東ドイツやチェコスロバキアでは、経済法独自部門説に従い、国家部門の内部に形成される法的関係を、民法ではなく、経済法により規律するという立場にたっていた。

ベトナムにおいては、上述の1995年民法の制定に至る民事諸法の系列とは別に、このソ連の有力学説である経済法独自部門説に影響されて制定された、経済契約ないし経済事件紛争の解決に関する法令群が存在する⁽²³⁾。この段階の経済契約は、国家が計画経済を管理する手段であり、計画を作成し、実践し、それが実行されたか否かを評価する手段であった。北ベトナムにおける上記の一連の経済法令群は、これらのソ連における経済法独立法部門説に影響されて、1959年の憲法制定の前後からソ連をモデルとして国内の社会主義化を推進してきた北ベトナムにおいて制定されたものであると評価できるであろう。

しかし、ベトナムにおいては、1975年の南北統一後10年を経ないうちに、ソ連の計画経済制度をモデルとした経済は生産力の衰退を来して行き詰まりを見せ、1986年末には、共産党の第6回全国代表者大会で、「社会主義を志向する」という限定付きながら、「市場経済原理に基づく多部門商品経済」を導入して、バオカップとベトナム語で呼ばれる経済の官僚的行政管理制度を廃止することが決定された。そのため、経済契約を計画経済の実施の手段と位置づけるベトナムの1975年の経済契約の制度に関する条例は、ドイモイ政策に適合しなくなり、1989年9月25日付けで新たな経済契約の法令が制定された。

このように、1989年経済契約の法令は経済法独自説に基づくものであるが、バオカップとベトナム語で呼ばれる経済の官僚的行政管理制度を廃止し、「市場経済原理に基づく多部門商品経済」を導入するドイモイ政策を施行するために制定されたものであるために、経済契約の目的は「生産」ではなく、「経営(kinh doanh)」とされ(同政令1条)、経済契約は、法人間と法人と経営登

録をなした個人間で締結されるものと規定され(同政令2条)、国営企業等の社会主義組織のみならず、私営企業である株式会社や有限会社という非社会主義組織である営利法人も主体となるばかりか、小規模経営であることが想定される経営登録をなした個人もその主体となることになった。そして、自発性、互恵、平等及び国家機関の不介入(同政令3、4条)、価格・履行地・履行方法・契約期間、報酬、契約内容の決定に関する当事者自治原則(同政令15条乃至21条)が保障され、大規模な社会主義的組織を主体とした生産関係を強行法的に規律するというソ連における有力学説に基づく経済契約の思想は修正されている²⁴。

他方、1989年経済契約の法令は、その第1条において、経済契約は、「自らの計画を策定かつ実現するために」締結されると規定して、経済契約の計画性に関する言及を残しており、その意味で、計画経済の要素を払拭していない。この点、株式会社や有限会社ないしは、私営の個人企業に計画というものがあるのかという疑問に対して、ハノイ法科大学の経済法に関する教科書は、経済契約には、法令の指標に従う契約と、法令の指標に従わない契約があり、前者には契約自由の原理の適用がなく、国家の定めた指標と規律に従うが、後者には、契約自由の原理が適用されるものの、依然としてそれは生産、経営計画に基づくと記述しているが(25)、そこにいう「計画」は、ソ連ルーツの計画経済法独自部門説のいう「計画」概念とはおよそ異なるものとなっている。あえて、1989年の経済契約法の内容に伝統的な経済契約法の痕跡を求めるのであれば、違約罰を年12%と法定して、他の規定の概括性に比較して不釣り合いに詳細な規定を置いている(同政令29条ないし41条)ことくらいといえよう。

以上のように、1989年経済契約の法令は、ソ連の経済法独立部門説に由来し、市場経済の原理によって修正されたものであるが、ベトナムは、ドイモイ政策の宣言後も、依然、ソ連流の経済法独立部門説に対する執着を見せ、1990年に民事契約に関する法令を制定し、1994年に経済事件の紛争解決に関する法令を制定して、従前の経済仲裁に代えて、経済裁判所を通常裁判所の系列下に設立した。この傾向は、1995年ベトナム民法が制定された後も存続し、上述のように1995年ベトナム民法が1964年ロシア共和国民法典をモデルとして起草され、それが国営企業等の社会主義組織の法律関係にも適用されるかのような条文を置いておりで、1990年民事契約の法令等が民法の制定によって廃止されたにもかかわらず、1989年経済契約の法令は廃止されず、民事法、経済法の二元論と経済契約独立部門説を維持する態度を見せている。

以上のように、ベトナムにおいてはいまだ、経済法独自法部門説が廃棄されていないため、民事法、経済法の二元論が維持されているが、1989年経済契約の法令は、契約総論に相当する規定を45箇条有するのみで、統一契約法によって廃止された1981年の中華人民共和国の経済契約法が規定しているような納入契約、基盤建設契約、運送契約、保険契約等、経済契約の各論に関する規定を欠き、これを施行する1990年1月16日付けの経済契約の政令によって補充されているものの、838箇条を有する民法に比べ、紛争解決の指針となるべき規定がまったく不足しているために、個別具体的な事例の紛争解決の基準となりえていない。また、1994年3月16日付経済事件解決の法令第31条が紛争が生じてから6ヶ月という異例に短い訴権の時効を規定しているために、経済紛争が裁判所に訴訟として提起された際には、すでに訴権が時効消滅していたという事例が多発し、具体的事案においては、経済契約と民事契約との区別がしばしば明確でないことが多い

ために、契約を巡る紛争が経済裁判所と民事裁判所との間でたらい回しにされたり、両者の管轄を巡って、管轄違いを理由にして、控訴、監督審の申し立てが何度もなされたりする等、経済取引や、訴訟実務を無益に混乱させている^{②7}。

ベトナム最高人民裁判所は、国会の立法計画に従い、一旦経済契約の法令の改正案を起草したが、ベトナム共産党や政府内で、経済契約の法令を廃止する方針が検討されていると言われており、経済契約の法令は将来的に廃止されるものと予測される。ちなみに、1999年に制定された担保の政令は、民事、経済、商事契約を問わず適用されるとの規定を置いており(1999年11月19日付け担保取引の政令No.165、1条2項)、民事法、経済法の区別は、少なくとも担保の政令の適用に関しては意味を失っている。

(3) 商法の制定

以上のように、ベトナムでは、民事法、経済法の二元論を維持して、1989年経済契約の法令と1995年民法を併存させたまま、1997年に263箇条を有する商法が制定された。

商法は、総則、商行為、商業手形、商業上の制裁及び商業紛争解決、商業に対する国家管理、施 行規定の6編からなる。

商法は、商務省が起草を担当したためか、商行為として、同省の管轄下にある商品の売買と商品の売買に付属するサービス提供契約(売買の代理・仲介、商品売買の委託・代行、商品の競売・入札・受配サービス・鑑定・推奨販売・広告・見本展覧)及び商事加工を掲げているが、保険、運送、倉庫、商事寄託等、大陸法系の諸国において伝統的に商法の対象となってきた各種商事契約に関する規定を有していない。

他方、商法には、総則において、投機、ダンピングの禁止という競争法に関する規定や(同法 8条)、国営事業が商業活動の中で主導的な役割を果たし、個人経済・私有資本経済部門が代理店 形式による国営事業との連携を取ることを奨励するとの規定があり(10条乃至12条)、商取引保 護を強化するための民法の特別法としての第2編商行為の規定とは異なり、むしろ商取引から生ず る弊害を是正することを目的とする経済法に該当する規定が存在する。

以上、1989年経済契約の法令が、経済契約は経営目的で締結されるものと規定し、契約自由の原則を大幅に採用して商法化したことに対して、民法を取引の安全のために有利に修正したはずの商法が、商取引の自由の弊害を国家が是正する競争法等の規定を取り入れ、国営事業主導の商業政策を奨励する旨の政策宣言規定を置いて経済法化するという体系的な混乱が見て取れ、さらに、1995年の現行民法が保険、運送という典型的商事契約の規定を含むところを併せて考えると、民法、経済契約の法令、商法の鼎立とその規律範囲の重複、錯綜という現象は、まさに、ベトナムが「社会主義を志向する市場経済に基づく商品経済」を導入するにあたり、「社会主義を志向」する点と「市場経済に基づく」点のいずれをどの程度展開してゆくのかについて、決めかねていることを示す点で、ベトナムの体制転換期における混乱をよく表現する現象であるといえ、大変興味深いと同時に、このような錯綜した財産法環境においては、経済活動に対して合理的な予測可能性を確保することが困難であり、今後の経済発展の桎梏となることが予測されるところである。

3 ベトナム土地法の変遷と体制転換

(1) ベトナム土地法の変遷の経緯

計画経済体制から市場経済体制への体制転換を法の分野に投影した場合に、もっともよくその影響が現れるところは、計画経済体制下では全人民所有とされ、私的所有が否定されているところの土地に関する法律であろう。以下は、1986年末の共産党のドイモイ宣言を基点とした、土地法の変遷の概要について述べる。

① 土地使用権の所有権化

ベトナムにおいては、1975年の南北統一後、1980年憲法によって土地が全人民の所有とされた。この1980年憲法を施行するため、1987年に土地法が制定されたが、1987年土地法の下においては、土地使用権の譲渡、賃貸は刑罰を持って厳禁され、土地使用権の相続については、居住用の建物を所有している場合に認められるかのような規定がある(同法17条)他は認められず、抵当権の設定について法は沈黙していた。また、1987年土地法は、土地使用権の価格について言及せず、土地使用権に価格があることについて公認していない。

1986年末にドイモイ政策が共産党により公認された後、1992年にいわゆるドイモイ憲法が制定されたが、この1992年憲法の17条、18条及び84条を施行するため、1993年新土地法が制定された。この1993年土地法により、交換、譲渡、賃貸、相続、抵当権の設定という5種の権利が土地使用権者に付与された。

また、1993年土地法は、国家は、公租公課や土地収用の際の補償額の決定のため、各種土地の 価格を確定し、政府は、各時期に、各地方において、各種土地の価格枠に関する規定を定めると 規定しており(同法12条)、同法は、土地に地価があることを公認したものと考えられている。

1995年民法は、土地使用権の編を持つが、その中に、土地使用権の譲渡をなすには人民委員会等権限ある当局の許可が必要であるかのような規定がある(同法707条)。

しかし、2001年11月1日付けの政令No.79により、土地使用権の譲渡等、土地使用者がその権利を実現するためには、旧政権が発行した土地所有権の証明書を含む8種類の書類の内1種の書類でも保持していればよいものと規定されたが、これにより、土地使用権の譲渡については、人民委員会の許可は不要であり、ただ、人民委員会等の権限ある当局において必要な手続きをなせばよいものと解されている。

1998年、1993年土地法が改正されたが、1998年土地法改正により、土地使用権者は従前の5つの権利に加え、転貸、資本としての出資を含む7種の権利を有するものとされた。

2001年、1993年土地法がさらに小改正されているが、2001年土地法改正では、土地の公租公課及び収用の際の補償の算定基準となる地価について、政府が決定した価格枠及び原則、方式に基づき、「地方の実情に合致するように」、人民委員会が各種土地の価格を決定すると規定された(2001年土地法改正1条)。これは、土地使用権の財産化が進み、国家がこれを収用する際には、土地使用権の市場価格に近い額の補償金を出さないと、人民が道路等のインフラストラクチャーの建設や、工業団地の造成のための収用に応じないことから、「地方の実情」を考慮することにより、

実際に存在する土地使用権の市場価格に応ずる補償金を支出して、土地の収用を促進しようとしたものであり、これも、土地使用権の財産化の進展とその公認という点で、土地使用権の所有権化を示すものと評価できよう。

特に、居住用の土地使用権に関しては、法令上土地使用権の交付期間について規定がなく、保有面積の上限も土地法やその施行法令のレベルでは規制されていない。また、それは、相続され、8種の合法な書類の内一種の書類でも保持していれば、人民委員会等国家当局の許可がなくても譲渡でき、抵当権を設定して金融を受けることもできる。居住用地の譲渡人の条件は、1999年3月29日政令No.17に一応規定がある⁽²⁸⁾ も、その条件は制限がないに等しいほど緩やかであり、かつ譲受人の条件は規定されていない。このような権利が土地所有権でなく、土地使用権というのはもはや言葉のあやにすぎず、その実態は、土地所有権となにも変わりなくなったといえよう。

上記の一連の土地法の改正の経緯を見ると、ベトナムにおける土地使用権は、使用目的により 国家管理の強度が異なるとしても、土地の使用、収益、処分を内容とする土地所有権に近づいて いることが見て取れる。

② 世帯 (ho)

1958年のベトナム労働党第14回中央委員会で、合作社が社会主義的経済単位として定義されて以後、1950年代末から80年初頭までの約30年間、北部紅河デルタの農村は、社会主義的合作社の時代に入る。合作社には、初級から高級まで、また地域ごとにその運営にさまざまな段階と種別があるが、モデル的な高級合作社の原則は、土地の集団化、生産資材の共有、農業の集団経営、国家への生産物の供出、労働点数による利潤の分配にある⁽²⁸⁾。

この合作社の理念型からすると、農地は合作社や生産集団という社会主義的集団に交付され、農 民、農家世帯は、これらの合作社等の集団の構成員にすぎないことになる。

しかし、1975年の南北統一後の南部の農業集団化が失敗に終わり、集団化自体は成功した北部の農業合作社において生産の停滞が生じたため、共産党は、合作社とその構成員である農民との間の関係を改変し、農業生産力を回復させる必要に迫られた。

1981年、共産党書記局は、農業生産合作社における請負制を拡大するため、第100号指示を発表し、合作社の下部組織である生産隊が、生産チームもしくは農民に一定面積の土地を貸与し、最終生産物を請け負わせることになった⁽³⁰⁾。

1987年12月の国会で、1987年土地法が採択された。1987年土地法は、土地使用者として、農場、林業場、合作社、生産集団、企業、武装単位、国家機関、社会組織及び個人と規定して合作社等の社会主義集団を優先して列挙し、同法27条1項において、合作社、生産集団は、国家から交付された農地、林業地を、その構成員である世帯が家族経営を行うために再交付することができると規定して、合作社等の社会主義集団に農地を交付するのが原則であるかのような規定を置いている。

しかし、他方、同法1条は、上記のように、土地使用者として最後に個人を掲げ、農地に関しても、県級の人民委員会は、農業、林業生産の目的で長期に使用するため、合作社、生産集団、及び個人に土地を交付すると規定(13条4項a)し、さらに、同法28条2項は、各個人、農民世帯

(ho nong dan ca the) は、国家によって、農業、林業生産のため、安定、長期的に土地を交付されると規定していることから、同法下では、国家が、合作社や生産集団という集団ではなく、個人家族経営を行う農民個人や、農民世帯に直接土地使用権を交付する途をも開いていることが見てとれる。

なお、ベトナムの1987年土地法上、世帯は同法1条に定義される土地使用者には掲げられていないが、合作社や生産集団の構成員であり家族経営を行う「構成世帯」という概念(同法27条、ho thanh vien)や「個人農業世帯」(同法28条、ho nong dan ca the)という概念が出てくる。

1988年4月、共産党政治局の農業経済の管理刷新に関する第10号決議により、北中部の合作社を縮小、南部の集団化を凍結し、合作社の社員世帯に対する単価請負制を導入して、従来、生産チームや農民が生産の単位であったものを、社員世帯という農家を請負単位とし、家族労働が一般的という実態に合わせた。この共産党政治局第10号決議による農家請負制は、1980年に導入された生産物請負制度のもとでは、各農家の耕作能力を考慮せず土地を均等に分配する傾向があったため、能力主義の徹底と規制緩和をはかり、その欠点を克服しようとしたものである⁽³¹⁾。農家請負制の導入により、労働点数に応じた分配は廃止され、土地の委託期間は5年から15年に延長された⁽³²⁾。この共産党政治局の第10号決議により、農業手段化のツールとしての合作社制度は崩壊した。

1989年の共産党第6回中央委員会総会で、従来合作社の構成員にすぎなかった農家が明確に経済主体とされた⁽³³⁾。

1993年土地法は、1987年土地法とは異なり、個人、組織に加えて、世帯(ho gia dinh)という主体を認めた。1993年土地法の規定上、農地は農民個人にも交付されうるが、土地法の実務上、農地は、農民個人ではなく、世帯に交付されている。

1995年民法は、個人及び法人に加え、土地法の主体及び共通の事業を営み、共有の財産を持つ 民法の一般的な主体としての世帯(ho gia dinh)という概念を創出した⁽³⁴⁾。

1995民法の起草を担当した司法省の解説書によると、当初の草案には個人と法人という主体のみしか規定されていなかったが、1994年に作成された第10草案から世帯という主体が付け加えられた(55)。

この1995年民法上の世帯(ho gia dinh)は、同法が1964年ロシア共和国民法典をモデルとしていること、及び1964年ロシア共和国民法典のコルホーズ農戸⁽³⁰⁾ に関する規定と、ベトナム1995年民法及びその草案⁽³⁷⁾ における世帯に関する規定が共通していること⁽³⁸⁾ から、ベトナムの1995年民法中の世帯は、1964年ロシア共和国民法典のコルホーズ農戸の規定をモデルとして、起草されているものと推測される。

ロシア土地法上の dworやコルホーズ農戸が、自然人の集合か、法人か、またはどちらでもない特殊な主体であるかについて諸説あった⁽³⁹⁾ が、ベトナムでも、世帯は民法上、個人でも法人でもない特殊な主体と解されており⁽⁴⁰⁾、ロシア土地法の dworやコルホーズ農戸の制度をモデルにしていることが伺われる。

ただし、ベトナムの1995年民法における世帯に関する規定の制定過程を見ると、第12次草案中の世帯の規定が、家族の中の各構成員に対する父母の権限を制限するもので、民事に関する社

会の安定を欠き、財産に関する伝統的な家族の秩序を乱すと批判されたため、これを考慮し、第 14 草案では調整を行い、家族の中の構成員間の財産関係において、機会的な平等権と誤解される ような規定を削除したとされている(ベトナム司法省の解説) $^{(4)}$ 。このベトナム司法省の解説から は、民法の第12案中どの条文が削除されたのかは判明しないが、1995年7月付けの Clifford Chance and Baker & McKenzie による非公式英訳ドラフト 65 条 2 項に、世帯の共有財産に関する売買、交換、賃貸、その他の取引に関しては、他の構成員の同意がなければならないという規定があると ころ、現行民法ではこの規定が削除されているので、この世帯の財産の処分に対して構成員の同意を要求する点が、上記のような批判を受け削除されたものと推測される。

現行ベトナム民法のモデルである1964年ロシア共和国民法典においては、コルホーズ農戸の財産の占有、利用、処分は、その全構成員の同意によって行われると規定しており(同法127条)、上記の批判を受けたベトナム民法草案中の世帯に関する規定も同条をモデルとしたものと推測されるが、このようなソ連法の社会主義的平等主義が、ベトナムの伝統的な法意識によって修正されているようである。

しかし、現在では、ベトナムにおいても、民法及び土地法の解釈上、世帯の土地使用権の処分について全員の同意を必要とすると解されている⁽⁴²⁾。

以上、土地法、民法の主体としての世帯に関する法律関係は、母法である1964年ロシア共和国 民法典の社会主義的思想と、家産を父母の専有とするベトナムの伝統的法思想が交錯している分 野として非常に興味深いが、この点について論じた文献は僅少であり、また立法関係者もこれに 関して述べることをためらう態度を示しているので、本稿の世帯に関する記述は、このわずかな 文献と筆者のベトナム人法律家に対するヒアリングに基づく推測に過ぎず、世帯という法主体の ルーツや法的な性格の解明は、将来に期待されるところである。

なお、1995年ベトナム民法中の世帯という主体については、2002年11月、ベトナム司法省で民法改正案起草者らに対して、筆者と学習院大学の野村豊弘教授がJICAの短期専門家として、ベトナム民法改正草案に関するセミナーを実施した際、その問題点について討論を行った。筆者は、1995年民法の世帯に関する規定に関しては、世帯の構成員が未成年を含むのか否か、同居を原則とするとしてもどこまでの血族が構成員なのか等、構成員の範囲が確定できないという問題があること、従って、世帯の財産を処分する際に、世帯の構成員の同意を必要とすると、取引の安全を害すること、また、ある財産が世帯に属しているのか、世帯を構成する個人に属しているのか不明であること等を指摘し、これらの点を明確化できない限り、世帯という概念を廃棄し、構成員の合有関係に解消すべきことを提言した。

また、野村教授は、民法中に規定のある農地使用権の相続に関して⁽⁴³⁾、世帯を農地使用権の主体とするのであれば、構成員が変動しても世帯が続く限り構成員による相続はありえないので、世帯を主体としてその構成員による相続という概念を考えないか、世帯という構成をやめて、農地使用権を構成員の共有として、農地の細分化の防止のため、農地は農業を承継する相続人に保有させ、農業を承継しない相続人には金銭により相続分相当の価値を償還する方式にするかいずれかを選択すべきと提言した。

このためか、2003年当初に作成された民法改正案の第3案においては、世帯を廃止して、世帯

の構成員の共有関係と構成すべきことが提言されている。

ベトナムにおける世帯という主体は、ロシア法のみならず、伝統法の考え方にもそのルーツを持つようであるので、そう簡単に無くなるとも思えないが、土地使用権の財産化が進行してゆくと、土地使用権の主体としての世帯の構成員や世帯財産の処分の有効要件の不明確さが、不動産取引の安全を害することになるため、地価の上昇に伴い、不動産取引が活発なベトナムにおいて、世帯という法主体は、将来、大きな問題を引き起こすことが予想される。

注

- (1) 1996年10月28日、ベトナム司法省、JICA・在ベトナム日本大使館により署名された Record of Discussions による。
- (2) 東京大学法学部の太田勝造教授が、ベトナム司法省において、社会調査の方法論に関するセミナーを 実施し、同教授よりインタビューにおいて使用する質問票に対してアドバイスを得た。
- (3) 鈴木康二、ベトナム民法―条文と解説、日本貿易振興会(ジェトロ)、1996年がベトナム民法全文及 び1995年10月28日付けベトナム民法施行についての国会決議の邦訳を掲載している。
- (4) ベトナム社会主義共和国ベトナム民法、司法省、民主と法律誌、1995年11月、ハノイ、p211 215 (Bo Luat Dan Su Cua Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Ngia Viet Nam,Bo Tu Phap Tap Chi Dan Chu Va Phap Luat, Ha Noi Thang 11 - 1995, p211 - 215)
- (5) 但し、これらの法令は、民法施行以前に成立した法律関係には適用される(1995年10月28日付けの 民法施行に関する国会決議)。但し、1989年経済契約の法令は民法施行により廃止されなかったこと については、後述する。
- (6) 民法制定時の司法大臣は Nguyen Dinh Loc, 同省民事経済局の局長は、Dinh Trung Tung であり、いずれも、ソ連の大学で、法学博士補の学位を取得している。
- (7) 宮崎昇訳、ロシア共和国民法典、法務資料第392号、法務省大臣官房司法法制調査部、昭和40年9月。 同法務資料では、1961年ソ連邦及び加盟共和国民事立法の基礎承認についてのソビエト社会主義共和 国連邦の法律、解説、ロシア共和国民法典の制定趣旨も邦訳されている。
- (8) 正式には注7のように、ソ連邦及び加盟共和国民事立法の基礎承認についてのソビエト社会主義共和 国連邦の法律という。
- (9) 但し、1995年ベトナム民法は、土地使用権の編を置いている。
- (10) 藤田勇他、ソビエト法概論、有斐閣双書、昭和58年、P32
- (11) ベトナム民法231条、232条
- (12) ベトナム民法530条乃至549条、571条乃至584条
- (13) 1964年ロシア共和国民法典(以下1964年ロ民法という)373条乃至385条、386条乃至390条
- (14) ベトナム民法145条、1964年ロ民法78条
- (15) ベトナム民法 154条及び 155条、同 147条、1964年ロ民法 63条、152条
- (16) ベトナム民法 205条乃至 228条、1964年ロ民法、94条乃至 115条
- (17) ベトナム民法324条、1964年ロ民186条乃至192条、209条
- (18) ベトナム民法 489条乃至 502条、1964年ロ民法 295条乃至 341条
- (19) ベトナム民法 267条乃至 284条、ベトナム民法 613条 4 項、614条 4 項及び 615条。以上は、現行ベトナム民法の起草責任者である、ベトナム司法省民事経済局局長の Dinh Trung Tung から、筆者が JICA の長期専門家としてベトナム在任中に司法省のプロジェクト事務所にて、事情を聴取したところによる。同局長によると、ここに挙げた条文以外にも、日本民法を参考にして起草された条文は多数ある

が、そのような条文については、同時に、フランス民法、1964年ロシア共和国民法典等を参照し、これらを総合した上で起草しているので、ここに挙げた以外の条文については、その起草の際に日本の民法を参考にしているといえても、日本の民法のみをモデルとしているとはいえないという。

- (20) ベトナムの経済契約の法令、民法、商法の成立の経緯や相互関係、およびこれらとロシア法、中国法との関係については、ベトナムの経済契約法をめぐる問題状況、金子由芳、広島法学第22号第2号、平成10年11月、p79 p103が要領よく説明をしている。
- (21) 藤田勇他、ソビエト法概論、有斐閣双書、昭和58年、p43, p64 p65
- (22) 福島正夫、福島正夫著作集第6巻、比較法、p210 p213
- (23) 1957年経営契約に関する臨時条例、1960年経済契約の制度に関する臨時条例、経済仲裁の設立の決定、1975年経済契約の制度に関する条例
- (24) 前掲、金子由芳、ベトナムの経済契約法をめぐる問題状況、広島法学第22号第2号、平成10年11月、 p81は、これを経済契約法の商取引化と呼んでいる。
- (25) 教程、経済法、ハノイ法科大学、人民公安出版社、1998年、p352 p362 (Giao Trinh, Luat Kinh Te, Truong Dai Hoc Luat Ha Noi, Nha Xuat Ban Cong An Nhan Dan,1998,p352-p362)
- (26) 国営企業の法人性に関するベトナム民法113条、全人民所有権ないし国有企業の所有権に関する同法 205条乃至211条
- (27) バンプリーゴルフ建設会社対ファンティエットゴルフクラブ会社事件。タイ資本の原告が、アメリカ資本の被告に対して、ゴルフ場造成契約の不当解除を理由に損害賠償請求をなした事件である。この事件は、1994年11月28日にビントゥアン省の省級裁判所の経済裁判所に受理されたが、後に管轄違いを理由に民事裁判所に移送され、同省級裁判所の民事裁判所に事件が受理されたところ、一審は、被告に104万8740ドルの支払いを命じた。被告ファンティエットゴルフクラブ会社は、ホーチミン最高人民裁判所控訴部に控訴し、本件ゴルフ場造成契約は民事契約の法令の対象ではなく、経済契約の法令の対象であり、一審裁判所は管轄を有しないので、その判決は無効と主張したが、控訴審は控訴を棄却した。被告ファンティエットゴルフクラブ会社が、監督審の申し立てを促したところ、最高人民裁判所の長官は監督審の申し立てを受理し、最高人民裁判所の裁判官委員会は、本件のゴルフ場造成契約は建設許可のない段階で締結されたことを理由にこれを無効として、破棄差し戻しをした。最高人民裁判所ホーチミン支部の控訴裁判所は、造成契約の無効を前提に、ファンティエットゴルフ場に対して、不当利得を理由に、96万6080ドルの支払いを命ずる判決を下した。
- (28) 1999年3月29日付け政令No.17、8条1項。世帯、個人が農・林業地の土地使用権を譲渡するためには、以下の条件のうち1つの条件を満たすことが必要とされる。a)生活、生産・経営のために他の場所に移住すること、b)他の職業に転職すること、c)労働を継続せず、またはその能力を失ったこと。これに対して、世帯、個人が、宅地を譲渡することができるのは、他の場所に移転するか、その土地を利用する必要がなくなったときである(同政令8条2項)。
- (29) 桜井由射雄、ベトナムの市場経済化、石川滋、原洋之助編、東洋経済出版社、1999年、p122 p123
- (30) 木村哲三郎、アジア現代史シリーズ5、ベトナム、党官僚国家の新たな挑戦、アジア経済研究所、p127
- (31) 白石昌也、東アジアの国家と社会、ベトナム、東京大学出版会、1993年、p184
- (32) 木村哲三郎、アジア現代史シリーズ5、ベトナム、党官僚国家の新たな挑戦、アジア経済研究所、P212。 白石昌也、東アジアの国家と社会、ベトナム、東京大学出版会、1993年、p183も同旨。
- (33) 竹内郁雄、ベトナムの市場経済化と経済開発、竹内郁雄、村野勉編、アジア経済研究所、1996年、p22
- (34) 1995 ベトナム民法には、合作組(to hop tac) という世帯類似の主体も規定されている(同法120条乃至129条)。
- (35) ベトナム社会主義共和国民法典、司法省、民主と法律雑誌、ハノイ1995年11月, p12, p215 (Bo Luat

Dan Su Cua Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam, Bo Tu Phap, Tap Chi Dan Chu Va Phap Luat, Ha Noi Thang 11-1995, p12, p215)

- (36) 口民法典126条乃至134条
- (37) 1995年7月付けの Clifford Chance and Baker & McKenzie による非公式英訳ドラフト
- (38) 1964年ロ民法典126条 (コルホーズ農戸の財産の占有、利用、処分)、128条 (構成員の債務についての農戸の責任)。1995年7月付けの Clifford Chance and Baker & McKenzie による非公式英訳ドラフト65条2項 (世帯の共有財産の処分についての他の構成員の同意)。1995年ベトナム民法117条 (世帯の代表)、119条 (世帯の民事責任)
- (39) 直川誠蔵、コルホーズ農戸の個人的所有権について、比較法学3巻1号、p193
- (40) 注35
- (41) 注35
- (42) ハノイ法科大学の土地法の教科書 p127 による(Giao Trinh Luat Dat Dai, Truong Dai Hoc Luat Ha Noi, Nha Xuat Ban Cong An Nhan Dan, 1998, p127)。
- (43) 1995年ベトナム民法744条(世帯の諸構成員の土地使用の承継権)